

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和3年2月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	大津市	職員数* (H19. 4. 1現在)	158人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	65 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	21,423
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	4
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.844
資金不足比率 (%)	0.0	実質公債費比率* (%)	17.2
		経常収支比率* (%)	87.1

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月20日 合併前市町村：大津市、志賀町] 旧志賀町を編入合併し、事務の統一・施設の維持管理が効率的に行えたため、両市町で正規職員が154人を150人に減らした。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	大津市長 一谷 一信 越 直美
既存計画との関係	大津市行政改革プラン(H18~21)、大津市水道事業中期経営計画(H18~21)
公表の方法等	大津市企業局ホームページ、予算計上に合わせて議会へ説明
基本方針	最大のお客様サービスが低料金との考えのもと、安全で安定した良質な水の供給を継続的に続けていけるよう一層の経営の効率化を図っていく。また、一戸当たりの水道使用量が年々減少する中、老朽施設の更新、耐震化を進めるため、必要な料金改定を行い、お客様サービスの向上に努めます。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	1,501	969	2,470
	補償金免除額		297	167	464
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	565	588	1,153

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	1,062,586	1,501,281	969,416	3,533,283
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		1,062,586	1,501,281	969,416	3,533,283
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,062,586	1,501,281	969,416	3,533,283

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	497,258	565,013	588,213	1,650,484
					0
					0
合 計 (A)		497,258	565,013	588,213	1,650,484
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		497,258	565,013	588,213	1,650,484

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成6から12年度に総額14,951百万円で上水道第8次拡張事業計画がスタートし、同時に平成6年5月1日に26.99%の料金改定を行いました。この間の社会経済状況の変化により他事業者の開発も見直され、その影響を受け、現在この計画は17,863百万円、22年度までに変更し、継続しています。このようなことから、給水収益が減少傾向にあるものの、人件費、物件費、減価償却費や支払利息などの費用が抑えられたことによって、現行料金が維持されてきました。しかしながら、既存の施設の老朽化や、耐震化、水質管理などの経費が今後必要になることが予想され、経営の健全化を維持しつつ、その資金需要を賄うには大変厳しい状況となっています。
経営課題	課題 ① 合併に伴う適正な料金水準の設定 19年度に旧大津市料金(対旧大津市約1.6倍)に引下げ統一し、単年度約1億円の赤字が見込まれるため、旧志賀町との合併協定事項として、「適正な水道料金に統一する」の定めに従い、21年度を目途に改めて適正な料金にすること。
	課題 ② 老朽化した水道施設の更新 当市の施設の多くは、水需要の増加に対応するため、昭和30年代から40年代に建設されたもので、更新時期(約40から50年)を迎えることから、多額の資金が必要となっていること。
	課題 ③ 危機管理体制の強化 琵琶湖西岸断層帯地震等の自然災害、水質事故・テロ等にも対応できる危機管理体制を強化する必要があること。
	課題 ④ お客様満足度の向上 お客様への最大のサービスである低料金水準を維持し、満足いただけるサービスの提供、情報の発信に努めること。
	課題 ⑤ 経営の効率化 人件費・定員管理の適正合理化、資本投下の抑制、資産の有効活用などにより、平成6年度料金改定後、その水準を維持し、健全経営に努めてきました。今後も安全安定した供給とサービスの向上を維持しつつ、上記の課題に対応した経営を継続していくこと。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績値) (決算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績値) (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績値) (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績値) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績値) (決算)	
資金不足比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)	89.58	89.83	91.00	91.68	91.03	87.85	88.19	87.93	86.08	99.80	103.90	97.82	111.72	96.11	102.66	
総収支比率(法適用) (%)	100.00	100.33	100.96	100.17	100.07	97.29	98.25	96.85	96.56	108.51	114.14	102.97	118.32	100.87	106.38	
経常収支比率(法適用) (%)	98.99	99.84	101.22	100.30	100.36	97.46	98.12	97.02	96.63	108.70	114.21	103.15	118.41	101.04	108.50	
営業収支比率(法適用) (%)	109.87	108.22	108.65	107.78	107.57	102.48	103.89	100.01	98.37	111.62	115.94	109.17	119.08	107.12	109.62	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.58	2.61	2.43	2.47	2.42	2.53	2.47	2.03	2.23	1.85	1.75	1.93	2.17	1.60	1.38
	うち基準内繰入金 (%)	0.73	0.67	0.60	0.68	0.66	0.70	0.60	0.49	0.57	0.44	0.46	0.45	1.05	0.45	0.94
	うち基準外繰入金 (%)	1.84	1.94	1.83	1.79	1.76	1.83	1.87	1.54	1.66	1.41	1.29	1.48	1.12	1.15	0.44
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.73	0.73	0.62	0.57	0.52	0.48	0.51	0.18	0.28	0.20	0.09	0.22	0.12	0.22	0.13
	うち赤字補てん的なもの (%)	1.11	1.21	1.21	1.22	1.24	1.35	1.36	1.36	1.38	1.22	1.20	1.26	1.00	0.93	0.32
	資本的収入分 (%)	5.01	8.34	7.66	4.64	5.83	1.83	2.21	1.95	1.92	3.84	4.42	3.68	5.62	3.71	3.81
	うち基準内繰入金 (%)	1.67	2.20	2.20	1.99	3.52	0.64	0.70	1.07	0.74	2.17	2.26	2.05	2.81	2.20	1.48
	うち基準外繰入金 (%)	3.34	6.15	5.45	2.65	2.31	1.19	1.51	0.88	1.19	1.67	2.16	1.63	2.81	1.51	2.34
うち赤字補てん的なもの (%)																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金の基本となる有収水量は、伸びが見込めないため19年度以降の見込みは、18年度実績の0.5%の伸びとした。20年度以降の料金収入は、18年度実績から合併後統一料金(19年度旧志賀町引下)減収影響額1億2千万円を引いた額とした。
2 他会計繰入金の見込み	簡易水道建設改良費に係る起債元利金等繰入基準分及び簡易水道収支不足分(赤字補填分)、上水道起債元利金一般会計負担分から繰上償還による負担減少額を差し引いた金額とした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、第8次拡張事業を中心とした上水道施設整備計画の策定作業中であり、配水池新設、浄水場連絡幹線整備、浄水場施設整備(構造物耐震化を含む)、老朽管整備、など各施設整備は、長期(10年以上)に亘るものが多く、中期的にはこれらの整備に少なくとも毎年約40億円程度の建設改良費が必要となる。資産売却等による収入見込みは、管路用地として平成17年度取得したうち約1,000㎡が売却可能なことから売却収入を見込んだ。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成21年度富川、22年度伊香立・途中簡易水道が上水道へ統合され、23年度の維持管理費、繰入金が減少する見込み。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>定員の適正化にあたっては、単なる職員の削減ではなく、急速に変化する社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応できる簡素で効率的な組織体制を目指すこととし、「最小で最大の効果をあげる」を基本とする。〈課題⑤〉</p> <p>適正化手法としては、</p> <p>①地方公営企業にあたって、組織、事務事業の見直しを行うことによる正規職員の削減</p> <p>②民間委託の推進</p> <p>により、平成19年度～23年度までの間で400百万円の削減を図る(対平成17年度比)</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>大津市の行政改革プラン(H18～22)、大津市水道事業中期経営計画(H18～21)に基づく定員適正化計画の着実な進捗を図っているところであり、各年次の達成(見込)値(正規職員)は次のとおり。</p> <p>達成(見込) H18 5人 H19 1人 H20 3人 H21 3人 H22 2人 H23 0人 計14人 H17:154人→H23:140人</p>
○ 給与のあり方	<p>給料については、平成18年度において、国の給与制度構造改革に準じて改正するとともに、より職務・職責に見合った給与制度となるよう市独自の改革(1職2級制から1職1級制へ)を行った。この改定により現給保障の仕組みは維持しつつも、平均で4.8%の削減を実現した。</p> <p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当については、国に準じ、平成14年度より17年度にかけて段階的に配偶者にかかる手当部分で平成14年度16,000円⇒平成17年度13,000円まで下げるとともに、子等に係る3人目以降の手当てについては、平成14年度で3,000円⇒5,000円の引上げを実施。 ・特殊勤務手当の適正化(支給割合職員)①普通会計34.4%、②水道・ガス事業56.2%、③公営企業以外の公営事業68.8% <p>平成18年度において、①月額支給⇒勤務実績に応じて日額支給、②社会情勢の変化に則してなじまない手当を廃止、③現行手当の単価を国基準を基に見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の手当の適正化 <p>通勤、住居手当については、地域の実情を反映する観点から県人事委員会の勧告に基づくこととしているが、国基準とは合致していない。引き続き、県人事委員会の勧告を見極めて検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当については、国と同水準となるよう見直し済み。 <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>平成17年度末までに、国の支給基準と整合していない給与体系であり、今後適切に見直す予定。(行政職給料表4級までを合成した独自の給料表(2級制)を使用している)</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>退職時特別昇給制度については、既に廃止済みであり、最高支給率、支給率は国家公務員退職手当法に準拠している。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方</p> <p>平成18年度において、市負担金と会費の相互で負担する事業と、会費のみで実施する事業に区分し、厚遇とされるもの、客観的にみて市費から支出することは適切でないと判断されるものは会費単独事業とする見直しを行った。</p> <p>平成19年度では、休職給付金、休業給付金(いずれも会費事業)を見直したところであり、今後も引き続き、時代に即応した互助会事業を推進していくため、見直しを継続していく。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>①水道・ガスの2事業経営のスケールメリットを活かし、工事発注や物品購入を共同で行ない、また、事務系職員は、両事業の事務に携わり、経費の抑制に努めている。②市内各所に点在する浄水場、配水池、加圧施設などの清掃、機器点検などを出来るだけ一斉に委託するよう努めている。〈課題⑤関連〉</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>①平成17年度6月から真野浄水場で運転管理委託を実施し、正規職員数を8人減少し、今後も継続していく。また、他の浄水場も運転管理委託導入拡大を検討する。②嘱託職員による検針を19年度から完全に民間委託し、経費の削減を図ってきたが、加えて、滞納整理業務の委託化も検討する。〈課題⑤関連〉</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>19年度に合併した旧志賀町料金を引下げ統一し、その結果19年度は赤字が見込まれる。また、施設整備等のため資金需要が見込まれ、そのため21年度を目途に料金改定を検討する。〈課題①②③④関連〉</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>平成18年9月に策定した大津市水道事業中期経営計画をはじめ予算・決算などの財務状況について随時「企業局ホームページ」で公表しているのをはじめ、企業局広報紙「パイプライン」を年4回各戸配布し、情報の発信に努めている。「企業局ホームページ」の中で適切に情報公開し、議会へは予算説明時に併せて趣旨説明する。</p> <p>21年度の中核市移行に併せて包括外部監査制度の導入が義務付けられるため、包括外部監査による意見も含めた評価手法のあり方について検討していく必要がある。</p>
<p>5 その他</p>	<p>現在、第8次拡張事業を中心とした上水道施設整備計画策定作業中で、配水池新設、浄水場連絡幹線整備、浄水場施設整備、老朽管整備など長期（10年以上）に亘るものが多く、中期的にはこれらの整備に少なくとも毎年約40億円程度の建設改良費が必要となる。これらの資金の一部を賄うため、平成17年度取得した管路用地のうち約1,000㎡の資産売却を見込んでいる。</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年4月1日正規職員154人を検針業務の民間委託、簡易水道統合、定年退職などにより140人に減員していく。このことにより人件費の総額を削減していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併した旧志賀町料金の引下げ統一により平成19、20年度赤字が予想されるが、5億円の利益積立金によって累積欠損は生じない見込みであるが、21年度を目途に料金改定を実施することにより累積欠損に陥らないようにする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	21、22年度に富川、伊香立・途中簡易水道を上水道へ統合し、赤字補填的に一般会計からの基準外繰入れを随時減少していく。残る葛川、坂下簡易水道についても上水道への統合を検討している。
4 その他	現在、第8次拡張事業を中心とした上水道施設整備計画策定作業中で、配水池新設、浄水場連絡幹線整備、浄水場施設整備、老朽管整備など長期(10年以上)に亘るものが多く、中期的にはこれらの整備に少なくとも毎年約40億円程度の建設改良費が必要となる。これらの資金の一部を賄うため、平成17年度取得した管路用地のうち約1,000㎡の資産売却を見込んでいる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (実績値)	平成19年度 (実績値) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (実績値)	平成20年度 (実績値) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (実績値)	平成21年度 (実績値) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (実績値)	平成22年度 (実績値) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (実績値)	平成23年度 (実績値)	計画合計
【収入の確保】																		
2	料金改定率													13.00	23.20			
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0	0	-100	-85	-120	-120	516	695	516	814	516	645	1,328
	未収金の徴収対策																	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般会計負担金の額	14	13	14	21	17		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	資産の有効活用	65	35	0	12	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1
	改善額(収入増額)	65	35	0	120	0	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1
	その他()																	
	改善額						0											
【経費の削減】																		
職員給与費の適正化																		
1	職員給与費(退職手当以外)	1,583	1,509	1,495	1,456	1,422		1,388	1,222	1,368	1,165	1,318	1,150	1,318	1,038	1,298	1,040	
	改善額						0											0
	給与水準	736	701	685	661	661		667	643	657	610	632	519	622	461	622	452	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正規職員減																	
	改善額	0	0	10	10	50	70	20	20	40	40	90	110	90	220	110	270	350
	その他(企業調整手当廃止)	702	664	675	655	632		591	579	581	555	556	631	546	577	546	588	
	改善額	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員給与費(退職手当)	129	154	131	84	118		71	103	100	88	100	155	100	128	100	132	
	職員数(人)	192	192	189	173	175		158	161	156	158	151	160	151	147	149	144	
増減数(人)	0	0	-3	-16	2	-17	-17	-14	-2	-3	-5	2	0	-13	-2	-3	-26	
維持管理費等	1,227	1,177	1,056	1,089	1,185		1,368	1,293	1,341	1,326	1,300	1,286	1,300	1,388	1,300	1,463		
改善額(適正化)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事コスト※2																		
改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他(浄水場運転委託)	0	0	0	0	60		60	60	60	120	60	95	60	99	60	146		
改善額	0	0	0	0	80	80	80	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	
累積欠損金比率																		
増減																		
企業債現在高	23,241	22,517	21,760	21,578	21,423		21,063	20,823	21,119	20,498	21,123	20,642	21,275	20,835	21,413	21,034		
増減	12	-724	-757	-182	-155		-360	-600	56	-565	4	144	152	193	138	199		
計画前5年間改善額 合計							374											1,698

注1 「課題」欄については、「1 主要課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの削減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位換り、累計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 464

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (実績値)	平成19年度 (実績値) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (実績値)	平成20年度 (実績値) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (実績値)	平成21年度 (実績値) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (実績値)	平成22年度 (実績値) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (実績値)	平成23年度 (実績値)
給水人口(千人)	318	321	323	325	327	330	329	332	332	335	335	338	336	340	338
年間総取水量(千m ³)	42,426	41,893	42,258	42,521	42,130	42,320	42,162	42,320	41,690	42,320	41,317	42,320	41,548	42,320	40,673
公称施設能力(m ³ /日)	182,733	182,733	182,733	182,794	182,794	182,794	182,794	182,794	179,743	182,794	186,321	182,794	186,321	182,794	185,766
1日最大配水量(m ³ /日)	157,894	154,050	152,324	156,078	157,501	157,000	157,585	157,000	157,519	157,000	157,270	157,000	157,000	157,000	136,254
最大稼働率(%)	86.41	84.30	83.36	85.38	86.16	85.89	86.21	85.89	87.64	85.89	84.41	85.89	84.26	85.89	73.35
供給単価(円/m ³)	119.93	119.71	119.36	119.40	118.99	116.04	115.69	115.62	114.77	130.65	138.16	130.65	140.25	130.65	139.12
給水原価(円/m ³)	133.88	133.27	131.17	130.24	130.72	132.09	131.18	131.49	133.33	130.92	132.97	133.56	130.93	135.94	140.39

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

上水道第8次拡張計画に基づき、富川簡易水道は、21年度に、伊香立及び途中簡易水道は、22年度に上水道へ統合する。この統合によって簡易水道は、葛川、坂下のみとなるが、国庫補助適用年度を目前に上水道への統合を検討する。